

重要事項説明書（通所リハビリテーションサービス）

あなたに対する通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第三十七号第八章に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

一. 事業所概要

事業者名称	鹿野博愛通所リハビリテーション事業所
主たる事務所の所在地	山口県周南市大字鹿野下1161-1
法人種別	医療法人
代表者名	齋藤 淳
電話番号	(0834) 68-2233

介護保険法令に基づき山口県知事から指定を受けている事業所名 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき山口県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
鹿野博愛通所リハビリテーション事業所 (山口県3511510889)	通所リハビリテーション

二. ご利用事業所

ご利用事業所名	鹿野博愛通所リハビリテーション事業所
指定番号	山口県 3511510889号
所在地	山口県周南市大字鹿野下1161-1
電話番号	(0834) 68-2233

三. 事業所の目的と運営方針

(事業の目的) 医療法人緑山会鹿野博愛診療所の開設する通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師及び、理学療法士等が、要支援状態にある高齢者に対し適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
(運営の方針) 事業所の従事者は利用者が要介護状態等となった場合でも可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようリハビリテーションを実施し、心身機能の維持回復を図る。事業の実施にあたっては、市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

四. ご利用事業所の職員体制

	員数 (人)	勤務の体制
医師	3	常勤1名以上 昼勤 (午前9時～午後4時30分)
作業療法士	1	非常勤1名以上 昼勤 (午前9時～午後4時30分)
看護職員	1	常勤1名以上 昼勤 (午前9時～午後4時30分)
介護職員	9	常勤4名以上 昼勤 (午前9時～午後4時30分)

五. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日までとする。但し、第2、第4土曜日は、国民の休日及び年末年始（12月30日～1月3日）は除く。
営業時間	午前9時～午後4時30分

六. 苦情申立窓口

① 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後4時30分
		第1、第3、第5土曜日	午前9時～午後4時30分
	ご利用方法	電話	(0834) 68-2233
	担当者氏名		岩崎 厚也
	面接場所		(介護予防) 通所リハビリテーション事業所

② 苦情受付機関

- 周南市高齢者支援課 介護保険担当 周南市岐山通り1-1 電話 0834-22-8467
- 山口市健康福祉部 介護保険課 山口市亀山町2-1 電話 083-934-2795
- 山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課
山口市朝田1980-7 電話 083-995-1010

七. 利用定員 1日 40名

八. 通常の実施地域 周南市（鹿野・大向） 山口市徳地（串・鯖地区）

九. 事故発生時の対応

- ① 速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ② 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- ③ 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者・家族及び関係者の意見を聴取して原因を究明し事故防止策を速やかに実施する。

十. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に致します。				
利用者の主治医	氏名	医療法人 緑山会 鹿野博愛診療所		
	所属医療機関の名称	有吉 秀生		
	所在地	山口県周南市大字鹿野下1161-1		
	電話番号	(0834) 68 - 2233		
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 緑山会 鹿野博愛診療所		
	医師	有吉 秀生		
	所在地	山口県周南市大字鹿野下1161-1		
	電話番号	(0834) 68 - 2233		
	診療科	外科・内科・循環器科・リハビリテーション科		
緊急連絡先	氏名			
	住所			
	連絡先			
	連絡先			
	連絡先			

十一. 非常時災害の対応

- ① 当事業所は、防火管理者を配置し非常災害に関する具体的な計画を立てなければならないものとする。
- ② 事業者は、常に災害防止と安全確保に配慮し毎年2回以上非常災害訓練を実施する。

十二. サービス利用にあたっての留意事項

(禁止行為)

通所リハビリテーション利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② 喧嘩、口論などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 故意の施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

- (乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービス提供の開始にあたり、 甲1に
 甲2に

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

主たる事業所在地 山口県周南市大字鹿野下1161-1

名 称 鹿野博愛通所リハビリテーション事業所

説明者 所属 (介護予防) 通所リハビリテーション

氏 名 岩崎 厚也 印

- (甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所
氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所
氏名 印

